

令和7年川南町教育委員会第8回定例会会議録

1 日 時 令和7年8月28日（木）午前9時30分～午前10時30分

2 会 場 川南町生涯学習センター2階 委員会室

3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、本多京子委員、
日高美枝子委員

4 欠席委員

5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、
古小路祐一郎指導主事

6 議 事

○教育長

ただ今から令和7年川南町教育委員会第8回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより本多京子委員を指名します。

○本多委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しており

ますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。8月の報告事項でございます。主なものを報告します。1日に、ふるさと大使任命式が行われ、川南ラグビーフットボールクラブが任命されました。4日、5日、6日は、中学校統合基本方針説明会を通山地区、中央地区、川南西地区で行いました。5日から6日にかけて、元気っ子夏休みキャンプがむかばき青少年自然の家へ出発しましたので、出発式と帰ってきてからの解散式に参加しました。8日の午後、県市町村教育長連絡協議会研修会が行われました。3部会に分かれての研修で、私は学校統廃合の部会に参加し、いろいろな情報を得ましたので、今後の協議の際に触れさせていただきたいと思います。夕方には、トロントロン夜市祭りの開会式、パレード、夜間補導に参加しました。10日から16日までは学校閉庁日。23日に金鈴学園の盆踊り。25日には、私は参加しておりませんが、委員の方にも協力していただき、町議会議員による学校施設視察及び意見交換を行っています。27日から2学期がスタートしました。登校の様子を見て回ってきましたが、思ったほど疲れている様子もなく、登校班でしっかり登校していたように思います。その後、学校からも連絡は受けておりませんので、スムーズに2学期がスタートできたものと思っています。本日、教育委員会定例会。30日は、トロントロン花火大会のオープニングセレモニーと夜間補導に参加する予定になっています。31日日曜日の午前中に、中学校統合基本方針説明会の7回目、最終が予定さ

れています。こちらは、日曜日に開催してほしいという要望を受けて行うものですので、対象者は全地区となります。同日の夕方は、川南古墳群古墳祭が行われる予定です。9月の予定となります。9月議会が5日からスタートし、9日、10日に一般質問が行われます。基本方針公表後、初の議会となりますが、中学校統合に関する質問を3名の議員から受けております。28日に、かわみなみ秋のコンサートを予定しています。私からは以上です。次に、課長お願いします。

○課長

1番目は、中学校統合基本方針説明会についてです。8月31日（日）午前10時からサンA川南文化ホール2階研修室にて開催します。

2番目は、町議会9月定例会についてです。9月5日から開会の予定です。補正予算（教育課関連）は、川南小学校プール改修工事、樹木伐採（川南古墳群、川南湿原）、松山之陣看板設置、湿原遊歩道修繕などです。教育委員の同意が上程されます。

3番目は、かわみなみ秋のコンサートについてです。9月28日（日）午後2時開演で場所は、サンA川南文化ホールです。

資料にはありませんが、一般質問についてです。徳弘議員から中学校統合基本方針説明会について、小嶋議員から町内史蹟について、北原議員から学校の電気料金削減について、河野浩一議員と河野禎明議員から中学校統合について、中村議長から地域公共交通についてで、関連でスクールバスについて質問がありました。

9月2日に文化財保護審議会を開催し、松山之陣について御審議いただきます。11月9日にロードレース大会inかわみなみを開催します。町内小中学生は参加無料

です。以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明いたします。

2ページは、令和7年度の重点事項をまとめたポンチ絵でございます。今年度の取組状況の確認と、来年度の重点事項設定に向けた見直しのため、毎回掲載しております。左から順に①いじめ・不登校対策、②特別支援教育、③安全教育、④キャリア教育、⑤授業改善・学力向上、⑥教育の情報化、⑦働き方改革の7つの柱を中心に、取組を進めております。

3ページです。今月は「いじめ・不登校対策」についての現状をお伝えいたします。

4ページでは、いじめの定義の変遷についてまとめております。平成17年度以前は、「自分より弱い者に対し」「継続的に」といった限定的な定義でございましたが、平成18年度以降、そして平成25年のいじめ防止対策推進法の施行により、現在では、インターネット上のものも含め、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが明確にされております。

続きまして5ページは、いじめの現状に関するデータでございます。こちらは、平成30年度から令和6年度までの、町内小中学校におけるいじめの認知件数の推移でござ

います。

6 ページは、令和 5 年度の生徒指導状況報告の中から、いじめに関する月別の認知数と解消数をまとめた表でございます。

7 ページは、令和 6 年度の表でございます。7 ページ下は、いじめの解消の定義でございます。いじめの解消とは、単に行為が止んだだけでなく、①物理的な行為等が少なくとも 3 か月以上止んでおり、②被害者本人が心身の苦痛を感じていないと認められること、この 2 点が必要でございます。判断にあたっては、被害者及びその保護者との面談等を通じて確認することとなっております。

8 ページは、令和 7 年度の状況でございます。8 ページ下にまいりまして、こちらはヤングケアラーの状況でございます。

9 ページは、令和 6・7 年度の生徒指導状況報告の中から、不登校の状況をまとめた表でございます。

10 ページは、いじめの認知に至るまでの流れを示した図でございます。県内一斉の無記名アンケートや、各学校での日常的な観察、生活ノート、児童生徒や保護者の訴えなどから事案を把握し、追跡調査を経て、加害者・被害者が特定できた場合などを「認知」として計上する流れとなっております。

11～13 ページは、学校におけるいじめ対策の具体的な取組例でございます。まず、いじめ防止基本方針の活用についてですが、学校ホームページに公開し、保護者や地域の方々へ周知しております。

12 ページです。いじめの実態を把握する手立てといたしまして、日常の観察はもち

ろんのこと、独自のアンケート、教育相談週間、そして毎月開催する「いじめ・不登校対策委員会」などを通じて、子どもたちの小さな変化も見逃さないよう努めております。

SOSの出し方に関する教育の実施なども含めて、早期発見・解決や未然防止に向けた組織的な対応に努めております。

13ページは、未然防止に焦点を当てた取組例でございます。児童会や生徒会が主体となった活動として、ピアサポート活動があります。ピアサポート活動とは、児童生徒が「仲間（ピア）」として、相互に支え合う活動のことです。教職員からの指導とは異なり、子どもたちが対等な立場で、自らの経験や知識を基に共感的に関わり、問題の解決や精神的な成長を支援し合う取組を指します。教職員によるものとして、メンタルヘルス研修、アングーマネジメント研修、「いのちの教育週間」の実施などに取り組んでおります。

14ページは、我々教育委員会の取組をまとめたものでございます。「いじめはどの学校でも起こりうる」という認識のもと、各学校のいじめ防止基本方針の活用を徹底し、未然防止と早期対応を重要課題と位置づけております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、警察等関係機関との連携・強化を通じて、学校の取組を支援してまいります。

15・16ページは、その他の取組でございます。ヤングケアラーや不登校への対応に関する、より具体的な取組について記載しております。ヤングケアラーについては毎月状況を把握する体制を整えております。また、不登校児童生徒がフリースクールなどで指導を受けている場合、ICTを活用して学習した場合、出席扱いとする通知も出し

てございます。いじめの認知から解消に至るまでの確認の工夫として、長引いている案件はないか、確認をしております。

16ページは、関係機関との連携強化に関する取組でございます。警察との情報共有を密にし、スクールカウンセラーやＳＳＷが学校の対策委員会に出席するなど、より専門的な視点を取り入れた支援体制の構築を学校に依頼しております。

17ページは、不登校児童生徒の支援施設となります、こちら3階の教育支援センター「フロンティアルーム」の体制についてでございます。唐瀬原中学校には校内教育支援センターとして「ひなたルーム」を設置し、このフロンティアルームや、ＳＣ・ＳＳＷ、福祉課といった関係機関と連携しながら、一人ひとりに応じた支援を行っております。

18ページは、「フロンティアルーム」の保護者向け案内です。今年度より指導時間を午後にも拡充しております。また、オンラインで在籍校の授業に参加することや单元テスト及び定期テストの問題を解くことも可能でございます。

19ページは、厚生労働省のマニュアルに基づいた、ヤングケアラー支援の流れでございます。学校や地域での発見をもとに、必要に応じてケース会議を開き、教育、福祉、医療など様々な分野の関係機関が連携して支援にあたる体制となっております。

20ページは、ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関として考えられるものです。分野の垣根を越えた多機関連携が必要となります。

21ページは、参考資料として、宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」のリーフレットを掲載しております。案内を周知しましたところ、「どこでも出前講座」に

は山本小学校が夏期研修で講師を呼び、講座を受けております。校長会でも実施状況について報告を受け、他の学校にも広げてまいりたいと考えております。

22ページから26ページにかけては、参考資料でございます。県内の高等学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書や、その再発防止に向けた県の通知、また、他市のいじめ訴訟の和解に関するニュース、残念ながら発生してしまった水難事故や教職員の不祥事に関する報道を掲載しております。「対岸の火事ではない」という意識を全職員で共有し、服務規律の確保と危機管理の徹底を図ってまいります。

27・28ページは、学校管理職関連、および教育委員関連の年間計画案でございます。校長会や教頭会、学校運営協議会、学校訪問、定例会などの日程が記載されております。こうした計画に基づき、見通しを持った学校運営及び教育行政を推進してまいります。私からの報告は以上でございます

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

9月補正で計上されている事業の予算額を教えてください。

○課長

川南小学校プール改修工事47,540,000円、樹木伐採（川南古墳群、川南湿原）1,116,000円、松山之陣看板設置528,000円、湿原遊歩道修繕1,331,000円となっています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○本多委員

ふるさと大使に川南ラグビーフットボールクラブが任命されましたが、主な任務はどのようなものでしょうか。

○教育長

川南ラグビーフットボールクラブは、九州クラブトップリーグで活躍されているチームです。これまで、九州各地で行われる試合を通して本町のPRを行ってくれています。今後も川南町の名前を全国にPRすることを期待しているようです。また、具体的な活動内容については、現在検討中のようです。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号及び2号は、「県費

負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号及び第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

更新時期に伴うものですか。

○課長補佐

欠員補充の10月更新分と育児休業補充の更新分となります。今回の提案で、更新手続きは完了となります。

○教育長

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第3号は、「川南町文化財保護審議会委員の解嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第3号は、川南町文化財保護条例第7条第1項の規定により、川南町文化財保護審議会委員を解嘱するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第２号「専決処分の報告及び承認を求める
について」は、原案のとおり承認されました。日程第６、議案第１号「川南町学校給
食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。本件に
ついて、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第１号「川南町学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正について」その提
案理由を申し上げます。

この議案は、川南町学校給食共同調理場条例施行規則の一部を次の新旧対照表のと
おり改正するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありません
か。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第１号について、採決します。お諮りしま
す。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第１号「川南町学校給食共同調理場条例施
行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。日程第

7、議案第2号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町文化財保護条例第6条の規定により、川南町文化財保護審議会委員を委嘱するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

今回は、残任期間の委嘱になるものと思いますが、通常であれば委員の任期は何年になるのですか。

○課長

2年となります。

○教育長

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りしま

す。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。日程第8、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、9月25日としてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、9月25日木曜日午前9時半からに決定しました。これで、令和7年第8回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和7年9月25日

川南町教育委員会 教 育 長 平野博康

川南町教育委員会 教育委員 本多京子